



建 荷 協

み や ぎ

NO.80

目 次

第 13 回定時総会	1
11月特定自主検査強調月間に普及促進・広報活動を展開	5
特定自主検査研修会を開催	7
検査関連行政処分一覧	13
宮城労働局からのお知らせ	14
支部からのお知らせ	20
編集後記	21



公 益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会宮城県支部

第 13 回定時総会を開催

当協会の令和 6 年度第 13 回定時総会は、去る 5 月 22 日(水)15:00 から仙台サンプラザにおいて開催されました。

総会では、上程された 3 報告事項及び 2 議案全てが審議の結果、原案通り承認議決されました。

1. 司 会 事務局から「本日の出席会員 42 社、委任状による表決会員 56 社、計 98 社で、正会員数 101 社の過半数に達しており、支部規約第 14 条に定める定足数を満たしている」旨を告げ、開会した。

2. 支部長挨拶

3. 議長選出 「定時総会の議長は、支部規約第 12 条の定めるところにより、支部長が当たる」旨を告げ、支部長が議長席に着いた。

4. 議事録署名の選出

議長から議事録署名人の選出について諮ったところ、「議長一任」の声があり、議長より佐藤 知崇氏（和晃商事株式会社）、鈴木 恵氏（NX 商事株式会社）にお願いしたい旨を諮ったところ、本人及び全員異議がなく、全会一致で選出された。

5. 議事経過

(1) 報告事項

議長から「これから提案する事項については、去る 2 月 28 日と 4 月 25 日の両日開催の支部理事会において承認されたものである」旨を告げた。

報告事項 1 令和 5 年度 事業報告の件

報告事項 2 令和 6 年度 事業計画の件

報告事項 3 令和 6 年度 収支予算書の件

(2) 決議事項

第 1 号議案 令和 5 年度決算報告関係書類承認の件

事務局より主要事項の要点説明し、次いで菅原 澄監事より監査報告があり、賛否を問い全会一致で承認された。

第 2 号議案 役員の補充に関する件

議長から「所属会社の人事異動等に伴い 3 名の理事が辞任したこと」が告げられた。本総会において欠員理事の補充選任を行い全会一致で承認された。

6. 閉 会 事務局から、「以上をもって第 13 回定時総会は全ての議事を終了しました」旨を告げ閉会した。

小休止の後、引続き来賓として出席の宮城労働局労働基準部 健康安全課 課長 二木多賀子 様 を紹介しご祝辞を頂いた。

その後、令和6年の通年表彰式が行われ、本部会長賞として2名が技能賞を受賞し支部長表彰では建設荷役車両ユーザー1社、優良検査者4名が中野支部長より盾と記念品が贈呈された。

総会終了後は、1階ローズの間において懇親会が開宴され、中野支部長の開宴挨拶に続き、砂山副支部長の乾杯のご発声をもって祝宴が始まった。和やかな雰囲気での歓談が続く中で親交を深め合い、鈴木理事の中締めによりお開きとなった。





会長表彰 技能賞 木村克彦 殿



会長表彰 技能賞 鈴木俊貴 殿



支部長表彰 建設荷役車両ユーザー
サンケミファ株式会社 落合事業所 殿



支部長表彰 優良検査者 阿部康典 殿



支部長表彰 優良検査者 伊藤博之 殿



支部長表彰 優良検査者 中條信次 殿



支部長表彰 優良検査者 山田三津留 殿

11 月建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施について

昭和 60 年に開始してから 40 年目を迎えます標記の強調月間は、『安全を明日につなぐ特自検』をスローガンとして「特定自主検査関係法令の遵守」を目標とし、「検査業者及び事業内による検査が適正に行われることの促進」と「建設荷役車両を使用する事業者において特定自主検査が定着するよう、その周知・徹底に努めること」を主眼に全国的に展開されます。以下はその実施要領です。

特自検
特定自主検査

安全を
あした
明日へつなぐ
特自検

ゼロ回滅

特定自主検査
強調月間 令和6年 11月1日(金)~30日(土)

【主催】公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部
【後援】厚生労働省 経済産業省
【協賛】中央労働災害防止協会 陸上貨物運送事業者労働災害防止協会 林業・木材製造輸送労働災害防止協会 一般社団法人 日本建設機械工業会
建設業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業者労働災害防止協会

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

とくひんか

令和6年度 建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

令和6年

11月1日(金)

▶▶ 30日(土)

スローガン

あした

安全を 明日へつなぐ 特自検

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和5年度には全国で約207万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和6年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- 1 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- 2 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- 3 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- 4 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- 1 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- 2 ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- 3 巡回指導による現地指導
- 4 研修会・実務研修等の開催
- 5 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- 1 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- ※特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- ※登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- 2 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- ※特自検が計画的に実施されているか確認する。
- ※特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- ※特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

各種の特定自主検査検査員研修会を開催

令和6年度支部事業計画及び事業者からの要請に基づき、各種研修会を実施しました。
その内容を以下にご紹介します。

1. 資格取得研修

◎車両系(整地等)・検査業所属検査者研修

- 開催日 令和6年6月13日(木)～15日(土)
- 会 場 (学科) (一財)宮城県青年会館
(実技) コマツカスタマーサポート(株)建機仙台支店
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(9名)敬称略・受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	浮津 泰昭	トヨタL&F宮城宮城株式会社	6	佐々木 剛	ロジスネクスト東北株式会社
2	松田 拓也	トヨタL&F宮城宮城株式会社	7	尾形 晋	ロジスネクスト東北株式会社
3	西崎 亮介	トヨタL&F宮城宮城株式会社	8	赤坂 啓大	株式会社エーティー建機
4	山内 智	トヨタL&F宮城宮城株式会社	9	晴佐久 真	株式会社丸昭自動車整備工場
5	木村 祥平	エクスレンタリース北都株式会社			

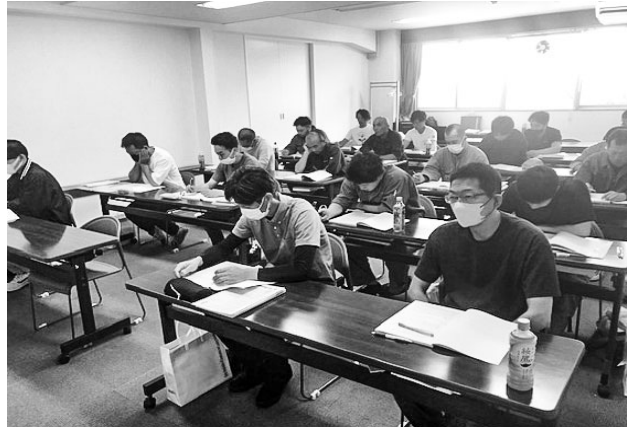


- 講 師 北條 仁之 (協会講師)
- 講 師 齋藤 秀一 ((公社)建荷協)

◎フォークリフト・検査業所属検査員研修

- 開催日 令和6年7月4日(木)～6日(土)
- 会 場 (学科) (一財)宮城県青年会館
(実技) トヨタエルエンドエフ宮城株式会社
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(20名)敬称略・受付順

N0	氏名	所 属	N0	氏名	所 属
1	佐々木 繁樹	株式会社キナン	11	鈴木 勇成	株式会社ワイティ・クリエイション
2	鈴木 浩太郎	コマツカスタマーサポート株式会社	12	小山 直紀	NX商事株式会社
3	佐竹 和也	コマツカスタマーサポート株式会社	13	高橋 和志	株式会社サカモト
4	松浦 佳祐	コマツカスタマーサポート株式会社	14	及川 孝弘	レンタルシステム株式会社
5	高橋 和也	和晃商事株式会社	15	勝又 佑人	有限会社高橋建機工業
6	佐々木 一弘	株式会社セントラル	16	櫻井 翔太	トヨタL&F宮城株式会社
7	今野 智仁	三洋テクニクス株式会社	17	松井 公平	株式会社丸昭自動車整備工場
8	吉田 俊之	三洋テクニクス株式会社	18	千葉 浩	菅原産業株式会社
9	坂本 隼人	西尾レントオール株式会社	19	四ノ宮 篤史	菅原産業株式会社
10	小山 貴史	株式会社ワイティ・クリエイション	20	時田 直樹	株式会社澤田重機整備工場



- 講 師 平塚 拓也
(ロジスネクスト東北株式会社)
- 講 師 塚部 専太郎
(トヨタエルエンドエフ宮城(株))

- 講 師 阿部 耕也
(コマツカスタマーサポート(株))

◎高所作業車・検査業所属検査員研修

- 開催日 令和6年7月24日(水)～26日(金)
- 会 場 (学科) (一財)宮城県青年会館
(実技) (株)アイチコーポレーション
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(19名)敬称略・受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	蜂谷 秀二	株式会社セントラル	11	渡邊 和義	山中産業株式会社
2	菊地 俊明	コミュニケーション・リンク株式会社	12	藤村 和寛	株式会社セントラル
3	時田 直樹	株式会社澤田重機整備工場	13	猪股 健太郎	トヨタL&F宮城株式会社
4	矢野 潤	レンタルシステム株式会社	14	松田 拓也	トヨタL&F宮城株式会社
5	平野 貴大	山崎建設株式会社	15	赤沼 敏弥	宮城車体株式会社
6	長根 学	山崎建設株式会社	16	武藤 俊二	福島建機株式会社
7	佐藤 裕太	有限会社大日機械	17	星 玲旺	株式会社タダノテクノ東日本
8	山田 浩幸	有限会社大日機械	18	熊坂 香輝	株式会社アクティオ
9	鈴木 雄登	株式会社カナモト	19	菅原 翔太	株式会社アクティオ
10	須藤 朝久	株式会社カナモト			



- 講 師 伊藤 敬 (株)アイチコーポレーション)
- 講 師 三塚 哲 (株)アイチコーポレーション)

2. 能力向上教育

近年、建設荷役車両においては、メカトロ化、高機能等構造、性能の高度化が図られており、その技術的進歩には著しいものがあります。

これらの技術の進歩に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係わる高度な知識と技術が必要となってきました。

これらの要求に応える目的で、本講習会は検査業務に概ね5年以上従事した検査者を対象に毎年行っている教育で、その内容と受講された方々を以下にご紹介します。

◎車両系建設機械(整地等能力向上)

- | | | | |
|--------|------------------|----------------|-----|
| ○ 開催日 | 令和6年4月26日(金) | ○ 保有資格と参加人員 | |
| ○ 会 場 | (一財)宮城県青年会館 | 特定自主検査資格保有者 | 12名 |
| ○ 研修内容 | 最近の車両系建設機械に関する知識 | 事業内検査者 | 4名 |
| | 検査及び検査機器に関する知識 | 1級・2級建設機械整備技能士 | 40名 |
| | 災害事例及び関係法令 | 1級・2級建設機械施工技士 | 10名 |
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(66名)敬称略・受付順

N0	氏名	所 属	N0	氏名	所 属
1	遠藤 寛庸	コマツカスタマーサポート株式会社	34	滑川 航平	株式会社ワキタ
2	岩上 弘昭	コマツカスタマーサポート株式会社	35	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社
3	笹野 宏太	コマツカスタマーサポート株式会社	36	三浦 達宏	株式会社 三浦興業
4	小野寺 辰成	コマツカスタマーサポート株式会社	37	中鉢 昭夫	丸岩運輸建設株式会社
5	木村 克彦	コマツカスタマーサポート株式会社	38	高橋 通	株式会社ワイティ・クリエイション
6	篠田 吉充	コマツカスタマーサポート株式会社	39	松岡 勝	株式会社ワイティ・クリエイション
7	庄司 正美	南光運輸株式会社	40	高橋 章喜	株式会社 大伸建設
8	熊谷 正樹	野口建設株式会社	41	猪又 芳郎	有限会社 猪又重建
9	高橋 政則	有限会社高橋建機工業	42	鎌田 邦雄	株式会社 今野建設
10	菅原 雅樹	有限会社東北工業	43	庄子 守	株式会社 ジャパンクリーン
11	氏家 春樹	有限会社東北工業	44	大槻 庄一	ヤンマー建機株式会社
12	浅沼 圭史	株式会社ワキタ	45	渡邊 真吾	石川建設株式会社
13	三浦 健治	有限会社タカサ重機	46	南部 修実	株式会社エルニード東北
14	門間 康裕	有限会社タカサ重機	47	小林 稔	株式会社エルニード東北
15	山田 浩幸	有限会社大日機械	48	田中 伸忠	株式会社 電動舎
16	佐藤 裕太	有限会社大日機械	49	長谷川 知幸	株式会社東北機工
17	伊藤 敏行	株式会社 キナン	50	佐々木 徹	ロジスネクスト東北株式会社
18	友藤 勝	株式会社橋本建機	51	今野 寛也	ロジスネクスト東北株式会社
19	佐藤 義彦	山中産業株式会社	52	早坂 健	ロジスネクスト東北株式会社
20	及川 尚史	株式会社富士土木	53	岡崎 光徳	株式会社クボタ建機ジャパン
21	福田 一臣	仙台砕石株式会社	54	若生 勇寿	株式会社アクティオ
22	今野 憂人	住友建機販売株式会社	55	菊地 直也	株式会社アクティオ
23	日野 智之	三洋テクニクス株式会社	56	佐藤 幹宏	株式会社アクティオ
24	島崎 一行	三洋テクニクス株式会社	57	男澤 雄斗	株式会社アクティオ
25	若生 厚志	三洋テクニクス株式会社	58	杉山 和勇	(有)トータル・モービル・アオキ
26	加藤 喜人	株式会社カナモト	59	内海 裕弥	(有)トータル・モービル・アオキ
27	庄子 龍斗	株式会社カナモト	60	佐藤 一信	小野リース株式会社
28	佐藤 哲哉	株式会社 野口重機	61	須藤 雅浩	日本キャタピラー合同会社
29	畠山 一正	株式会社エーティー建機	62	小野寺 旭	株式会社 丸沖建設
30	袋 裕之	株式会社 佐々貞土建	63	加藤 陽亮	株式会社 タカリウー
31	阿部 康典	東北建機整備株式会社	64	佐々木 健一	株式会社佐々建サービス
32	新 康平	西尾レントオール株式会社	65	篠原 和彦	株式会社佐々建サービス
33	松本 法久	住友重機械建機クレーン(株)	66	佐々木 孝広	有限会社東北建機サービス

- 講 師 北條 仁之(協会講師)

◎高所作業車(能力向上)

- 開催日 令和6年8月23日(金)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館
- 研修内容 最近の高所作業車に関する知識
検査及び検査機器に関する知識
災害事例及び関係法令
記録表の記入要領
- 保有資格と参加人員
検査業所属検査員 24 名

- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(24 名) 敬称略、受付順

N0	氏名	所 属	N0	氏名	所 属
1	加藤 義隆	株式会社セントラル	13	武山 亮介	レンタルシステム株式会社
2	池田 大輔	株式会社 ディムス	14	佐々木 一弘	株式会社セントラル
3	佐藤 広人	株式会社 ディムス	15	永沼 雄一郎	JR東日本テクノロジー株式会社
4	阿部 順	住友ナコフオークリフト販売	16	一文字 真人	株式会社エルピダあおば
5	高橋 政則	有限会社高橋建機工業	17	内海 裕弥	(有)トータル・モービル・アオキ
6	平間 義浩	小野リース株式会社	18	杉山 恵一	有限会社気仙沼モータース
7	菅原 幸也	株式会社タダノテクノ東日本	19	男席 裕章	有限会社気仙沼モータース
8	佐藤 毅	宮城車体株式会社	20	高嶋 洋介	株式会社セントラル
9	高橋 正臣	エックスレンタリース北都株式会社	21	神尾 貴幸	株式会社アイチコーポレーション
10	熊谷 未来	株式会社カナモト	22	佐藤 周作	N X 商事株式会社
11	佐藤 一信	小野リース株式会社	23	永野 恭司	N X 商事株式会社
12	青柳 進	東北ドック鉄工株式会社	24	若生 正人	東北リース株式会社



- 講 師 伊藤 敬 (株)アイチコーポレーション)

◎フォークリフト(能力向上教育)

- 開催日 令和6年9月13日(金)
- 会場 (一財) 宮城県青年会館
- 研修内容 最近のフォークリフトに関する知識
検査及び検査機器に関する知識
最近の災害事例及び関係法令
令和6年4月1日発行記録表の変更点
- 保有資格と参加と参加人員
検査業所所属検査員 31名
事業内検査者検査員 4名
- 受講者(所属事業所)は次の通り。(34名) 敬称略、受付順

No.	氏 名	所 属	No.	氏 名	所 属
1	古藤野 亨	南光運輸株式会社	18	佐藤 雅彦	株式会社 新幹線リフテクノロジー
2	池田 大輔	株式会社 ディムス	19	片寄 隆一	ロジスネクスト東北株式会社
3	菊地 浩幸	株式会社 大伸建設	20	佐々木 啓之	ピー・シー・エス株式会社
4	菅原 雅樹	有限会社東北工業	21	峯岸 洋文	ピー・シー・エス株式会社
5	佐々木 健一	株式会社佐々木建サービス	22	守 啓	株式会社羽田電機工業所
6	櫻井 徹	ロジスネクスト東北株式会社	23	高橋 祐司	有限会社高橋建機工業
7	深坂 暁斗	ロジスネクスト東北株式会社	24	大友 紀幸	株式会社カナモト
8	櫻井 利弥	住友ナコフォークリフト販売	25	小野寺 富夫	株式会社 坂 口 組
9	早坂 司	株式会社カナモト	26	土田 正浩	富田運輸株式会社
10	福田 和則	住友建機販売株式会社	27	三浦 勲	東北リース株式会社
11	狩野 孝	菅原産業株式会社	28	佐藤 周作	NX商事株式会社
12	伊藤 敏幸	ロジスネクスト東北株式会社	29	永野 恭司	NX商事株式会社
13	泉 勇一	JR東日本テクノロジー株式会社	30	鈴木 元	Sリフトサービス株式会社
14	高橋 富士男	株式会社 東 配	31	細川 博史	トヨタL&F宮城株式会社
15	阿部 幸博	和晃商事株式会社	32	小齋 卓哉	トヨタL&F宮城株式会社
16	洞澤 克敏	和晃商事株式会社	33	菅原 晃	有限会社大日機械
17	阿部 勢司	マルダイ工業有限会社	34	佐藤 裕太	有限会社大日機械



- 講師 阿部 耕也 (コマツカスタマーサポート(株))
- 講師 塚部 専太郎 (トヨタL&F宮城(株))

検 査 関 連 行 政 処 分 一 覧

1. 無資格者による検査関連の行政処分

令和6年4月1日現在

平成 年別	処分 年月	不正の内容等	登録 局等	処分等の内容	
	R1. 12. 27	平成31年3月14日、令和元年7月5日及び同月23日の3日において実施した計6台の車両系建設機械（整地・運搬・積込用・掘削用及び解体用）の特定自主検査について、検査資格を有する者以外の者に実施させたこと。	岐阜	業務停止6ヶ月	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6 第2項第2号
R2	R2. 3. 19	労働安全衛生法第45条第2項に規定する検査業者として他人の求めに応じて行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（整地・運搬・積込用・掘削用及び解体用）に係る法第45条第2項に規定する特定自主検査について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたことが、当該検査業者からの報告により明らかになったもの。	大臣	業務停止6ヶ月 検査業者として他人の求めに応じて行う特定自主検査の業務の一部（1支店における特定自主検査の業務）を、6月の期間停止すること。	労働安全衛生法第54条の4
R2	R2. 12. 1	他人の求めに応じて、平成31年1月から令和元年12月までの間に28台、令和2年1月から8月までの間に10台のフォークリフトに係る特定自主検査を行うにあたり、厚生労働省令で定める資格を有しない者にこれを実施させたこと。	熊本	フォークリフトに係る特定自主検査 業務停止処分 6ヶ月	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6 第2項第2号
R3	R3. 12. 1	法第45条第2項に規定する検査業者（以下「検査業者」という。）として他人の求めに応じて令和2年4月22日から令和3年4月6日までの間に行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（施行令別表第7第4号 締固め用機械。以下「建設機械」という。）延べ8台に係る法第45条第2項の規定する特定自主検査（以下「特定自主検査」という。）について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたこと。	石川	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和3年12月1日～令和4年5月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6 第2項第2号
R4	R4. 1. 1	処分の原因となった事実の概要について、行政による発表なし	栃木	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和4年1月1日～令和4年6月30日	根拠となる法令条項の発表なし
R4	R4. 9. 21	平成25年8月1日から令和3年9月21日までの間、10台のフォークリフトに関する特定自主検査について、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたもの。	東京	車両系建設機械（整地・運搬・積込用、掘削用及び解体用） および車両系建設機械（締固め用）に係る 特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和4年9月22日～令和5年3月21日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6 第2項第2号
R4	R4. 12. 26	令和3年5月21日に検査業者として他人の求めに応じて行ったフォークリフトに係る特定自主検査について、検査者資格を有しない者にこれを行わせたこと	大分	フォークリフト、車両系建設機械（整地・運搬・積込用、掘削用及び解体用）、 車両系建設機械（基礎工事用）、 車両系建設機械（締固め用）に係る 特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年1月1日～令和5年6月30日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6 第2項
R5	R5. 8. 3	令和3年11月12日及び令和4年9月28日に特定自主検査をした2台の車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）について、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせていたこと。	大坂	特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年8月1日～令和6年1月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6 第2項
R6	R6. 2. 26	（1）労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を実施したことで、令和4年9月に業務停止6か月の行政処分を受けた。 （2）令和5年9月に、労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を再度実施した。（会員）	東京都	検査業の登録取消し	処分の根拠（法第54条の6 第2項第2号）

以上、本部に於いて把握したものを一覧にした。

宮城労働局からのお知らせ

宮城労働局管内の主要業種別労働災害発生状況(1月～8月)
(新型コロナウイルス感染症を除く)

休業4日以上の死傷者数 (うち死亡者数)		令和6年		令和5年同期		令和6年と令和5年の比較	
						増減数	増減%
全産業		1,377人	(7人)	1,459人	(13人)	-82人 (-6 人)	-5.6%
製造業		258人	(0人)	244人	(3人)	14人 (-3 人)	5.7%
建設業		158人	(0人)	180人	(4人)	-22人 (-4 人)	-12.2%
陸上貨物運送事業		193人	(1人)	187人	(1人)	6人 (0 人)	3.2%
林業		27人	(5人)	23人	(1人)	4人 (4 人)	17.4%
第三次産業		683人	(0人)	750人	(3人)	-67人 (-3 人)	-8.9%
商業	商業	239人	(0人)	267人	(2人)	-28人 (-2 人)	-10.5%
	小売業	195人	(0人)	199人	(1人)	-4人 (-1 人)	-2.0%
社会福祉施設		135人	(0人)	136人	(0人)	-1人 (0 人)	-0.7%
上記以外の業種の合計		58人	(1人)	75人	(1人)	-17人 (0 人)	-22.7%

○休業4日以上の死傷者数 (うち死亡者数)

発 生 年	令和5年(1～12月)	令和4年(1～12月)	増減数	増減%
休業4日以上の死傷者数 (うち死亡者数)	2543人 (19人)	2567人 (15人)	-24 (4 人)	-0.9%

令和6年 宮城県内における死亡災害発生概要

令和6年9月10日 現在速報

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	木材伐出業 (6.2.1)	10～49人	激突され	松の木（樹高31m、胸高直径43 c m）の伐木作業において、伐倒方向をエンジン式ロープウインチで調整していたが、木が予定していた方向からずれて倒れ、エンジン式ロープウインチを動かさないように押さえていた被災者に激突した。
	2月	14時台	立木等	
2	その他の林業 (6.2.9)	1～9人	飛来、落下	チェーンソーを使用して、立木（高さ27m、胸高直径38 c m）の伐木作業を行っており、追い口を入れたところ、立木が地面と垂直方向に割れ、割れた立木が被災者に直撃し、下敷きとなった。
	3月	10時台	立木等	
3	木材伐出業 (6.2.1)	10～49人	激突され	杉の木の伐木現場における作業状況を撮影するために入場していた被災者に伐倒木（樹高約30m）が激突した。
	3月	14時台	立木等	
4	陸上貨物取扱業 (5.1.1)	50～99人	有害物等との接触	貨物船の船倉へヤシ殻（バイオマス燃料）を積み込む作業を開始する際に船倉内に入りヤシ殻の上で待機していたところ、意識を失った。
	5月	7時台	その他の危険物、有害物等	
5	バス業 (4.2.2)	10～49人	交通事故（道路）	バス運転手が観光バスを路肩に寄せようと後進させていたとき、誘導していた被災者（バスガイド）が、当該バスと後方にあった電柱の間に挟まれた。
	6月	7時台	乗用車、バス、バイク	
6	その他の林業 (6.2.9)	10～49人	飛来、落下	立木に寄りかかった状態の枯木（樹高約19m、胸高直径59 c m）の根本付近を伐倒のためチェーンソーで切断していたところ、枯木の幹が折れて落下し、被災者の頭部に激突した。
	6月	13時台	立木等	
7	木材伐出業 (6.2.1)	1～9人	墜落、転落	山林の伐木作業現場において、フォワーダにて丸太を運搬中、林道の立木に激突して投げ出され6メートル下の沢に転落した。
	7月	12時台	走行集材機械	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **973** 円

令和6年10月1日から！
（9月30日までは時間額923円）

最低賃金の計算には、(1) **精皆勤手当**、(2) **通勤手当**、(3) **家族手当**、(4) **賞与等**、(5) **時間外・休日・深夜手当**は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙 台	労働基準監督署	電話	022-299-9072
石 巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古 川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大 河 原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬 峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

支払われる賃金*と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

- (2) 日給制の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

- (3) 月給制の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額973円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給170,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給170,000円 $\times$ 12ヶ月

$\div$ 8時間 $\times$ 年間所定労働日数260日 $\geq$ 980.76円 $\geq$ 973円

この場合は最低賃金額以上となっています。

事業者の皆さまへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



■団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



支部からのお知らせ

巡回指導で特定自主検査巡回指導受診済証の発行について

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会では、特定自主検査制度の普及・検査技術の向上を図るため、特定自主検査巡回指導（以下「巡回指導」）を実施しています。

この度、この巡回指導活動の一環として、令和6年4月から、「特定自主検査巡回指導受診済証」（以下「受診済証」）を発行することとなりました。

巡回指導を受診した事業所様で

- ・特定自主検査の業務が適切に実施されている事業所様
 - ・受診時に巡回指導員から指摘を受けた事項について改善をした事業所様
- について、申請に応じて発行をいたします。

この受診済証は巡回指導を受診した事業所様が、巡回指導を活用して特定自主検査の適正実施に努めていることを証するものです。検査業者にとっては、ユーザー様への対するPRになり、また、事業所において特定自主検査に携わる関係者にとっては、業務を実施する上で励みになるものと考えています。

宮城県支部では、令和6年7月に会員事業所15社、非会員7社に巡回指導を実施し、改善を必要とする項目に対して改善要望書を提出し、事業所から支部長宛てに「巡回指導改善報告書」で提出頂いております。指導員からの報告内容を確認してみると、多く見受けられた項目は、再教育(能力向上教育、実務研修等)を受講されていないこと。また検査台帳が適正に管理されておらず、記入の仕方が「〃」で記入され省略していたり、鉛筆書きでの記入、請求日及び入金日が入っていませんでした。記録表の記入では、誤りや未記入などが散見しておりました。その中で、今回業務内容を改善したピー・シー・エス株式会社 仙台営業所殿より、特定自主検査巡回指導受診済証交付申請書が提出され、改善が認められたので宮城県支部として第1号となる巡回指導受診済証の交付が行われました。

今後も会員企業のお役に立てるよう、巡回指導を通じて特自検の普及に取り組んでいきます。



寸法 タテ 200mm×ヨコ 150mm
受 診 済 証 (盾)

令和 6 年度研修計画

令和 6 年度上期の研修は、会員各位のご協力により計画以上の実績を以って無事終了致しました。厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度下期の研修計画は、下記の通りの開催となりました。引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

皆様のご要望があれば臨時に開催いたしますのでご相談下さい。

1. 令和 6 年度研修実施計画

研 修 会 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
資 格 取 得 研 修												
車両系(整地等)			13-15									
フォークリフト				4-6								
高所作業車				24-26								
能 力 向 上 教 育												
車両系(整地等)	26											
高所作業車					23							
フォークリフト						13						
実 務 研 修												
車両系(整地等)								8				
フォークリフト							18					
安 全 教 育												
建機付属クレーン							29					
ショベルローダー												
特自検セミナー												

2. 会員動向(令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)

入会 0 社

退会 0 社

現会員数 101 社

編 集 後 記

☆季節の変わり目は、日々の気温差や気圧の変化が大きくなり、それに身体がうまく順応できないと、自律神経が乱れがちになります。また、夏の疲れが蓄積していると、体温調節や血液循環・代謝機能にも影響をおよぼし、不眠やだるさなど、全身にさまざまな症状が現れます。身体が冷えると、秋バテしやすくなります。全身を温めるにはお風呂が最適。就寝の 1～2 時間前に、38～40 度程度のお湯に 15 分～30 分ぐらい、ゆっくり浸かって身体を温めましょう。血行や代謝がよくなります。リラックスすると副交感神経が活発になり、疲れがとれやすくなり、良質な睡眠も得られます。睡眠は、心身の疲労を回復させる働きがあります。特に午後 10 時～午前 2 時の間は、成長ホルモンの分泌が活発になります。その時間帯は眠れるように、時間を確保しましょう。建設荷役車両に携わっている我々も健康管理を第一に頑張りましょう。

☆今年も顕彰規程に基づく「考案賞」の募集が始まりました。各社におかれましては能率向上や作業改善に繋がる検査技術、機器等を考案され活用されていることと存じます。
会員の皆様、是非、今年も応募して下さい。詳細は機関誌「建設荷役車両」第 272 号(7 月号 P(1)～(4))を参照願います。



発行所 仙台市宮城野区五輪 1 - 6 - 9

五輪黄葉ビル

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

宮 城 県 支 部

電 話 022 - 298 - 2150